

別表第1（第3条関係）

事業		対象者	内容
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	訪問介護相当サービス	旧介護予防訪問介護に相当するサービス
		訪問型サービスA	旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス
	通所型サービス	通所介護相当サービス	旧介護予防通所介護に相当するサービス
		通所型サービスA	旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス
	介護予防ケアマネジメント		居宅要支援被保険者等のうち、介護予防ケアマネジメントにより事業利用が必要である者。ただし、法第58条に規定する給付を受けている者を除く。
一般介護予防事業	介護予防把握事業	第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者	地域支援事業実施要綱に規定する事業
	介護予防普及啓発事業		
	地域介護予防活動支援事業		
	一般介護予防事業評価事業		
	地域リハビリテーション活動支援事業		

備考

- この表において「旧介護予防訪問介護」とは、省令第140条の63の2第1号イに規定する旧介護予防訪問介護をいう。
- この表において「旧介護予防通所介護」とは、省令第140条の63の2第1号イに規定する旧介護予防通所介護をいう。